



いじめ防止基本方針

◆ も く じ ◆

はじめに

1 いじめの理解

- (1) いじめの態様
- (2) いじめの動機
- (3) いじめの構成

2 いじめを未然に防止するために

- (1) 生徒の様子を知る
- (2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり
- (3) 自他の生命や人権を尊重する豊かな心を育てる
- (4) 全ての生徒が授業に参加し活躍できるための授業づくり
- (5) 保護者や地域への働きかけ

3 いじめを早期に発見するために

- (1) いじめ発見の観点
- (2) いじめ発見の機会・場面
- (3) いじめ発見のチェックリスト

4 いじめを解決するために

- (1) いじめられた生徒へ
- (2) いじめた生徒へ

5 いじめを生まないHR・学校づくり

- (1) 生徒の気持ちに寄り添う
- (2) 生徒の気持ちを受け止める

6 インターネット上のいじめへの対応

いじめの事例

- (1) 未然防止のために
- (2) 発見の機会・場面
- (3) 書き込み等の削除の手順

7 校内の指導体制

- (1) いじめ問題対策委員会
- (2) 各職員の指導

8 いじめの未然防止プログラム

9 いじめ問題対応構造図

10 いじめ早期発見のためのチェックリスト

【参考】いじめ防止対策推進法

平成 29 年 8 月

北海道函館五稜郭支援学校

☆はじめに☆

学校教育現場では、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。また、情報通信技術の発達により、インターネットや携帯電話等を使った新たないじめ問題も増加し、いじめの問題はますます複雑化、潜在化しています。

こうした中、平成25年6月に、「いじめ防止対策推進法」（以下、「いじめ防止法」）が公布され、いじめ問題に対する国や地方公共団体、学校や保護者などの責務について定め、本方針もいじめ防止法の趣旨に沿って策定したものです。今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

本方針では、いじめの未然防止・早期発見の手立てや、いじめが起きた場合の対応の手順とポイントなどを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を全体として正しく理解できる内容となっています。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという認識のもとで、いじめの兆候をいち早く把握して、早期発見・早期解決に取り組むことが必要です。

私たち教職員一人一人が本方針を熟読して積極的な活用を図り、全ての児童生徒が安心して生き生きと学校生活を送ることのできる学校環境を確立しなければなりません。

平成26年3月31日

北海道函館五稜郭支援学校

いじめ防止基本方針

1 いじめの理解

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

(1) いじめの態様

- 冷やかす・からかい ○言葉や文字による脅し
- 暴力をふるう ○仲間はずし・無視
- たかり ○持ち物隠し

(2) いじめの動機

- 怒りや憎しみ ○うっ憤晴らし ○性格的な偏り
- 関心を引くため ○隠された楽しみ
- 仲間を引き入れるため ○違和感から ○その他

(3) いじめの構成

- ① 単独によるいじめ
- ② 数名によるいじめ
- ③ 大勢によるいじめ

いじめはどこの学校でも、どの学級でも起こりうる！

2 いじめを未然に防止するために

いじめ問題においても最も大切なことは、「いじめがおこらない学級・学校づくり」による、未然防止の組織である。そのためには、「いじめはどの学校や学級にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない学校風土づくり」に取り組むことが必要である。児童生徒や意識や学校の特性等を把握した上で、年間をとおした予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(1) 生徒の様子を知る

- ① 教職員の気づきが基本
 - ・同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にすることが大切。
- ② 実態把握の方法
 - ・生徒や保護者に対する意識調査(アンケート)の実施
 - ・HR内の人間関係をとらえる調査の実施(Q-Uテスト、アセスなど)
 - ・特別な支援や配慮を要する生徒の進級や進学、または転学の際には適切な引き継ぎを行う。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり

- ① 生徒と教職員の信頼関係を築く
 - ・教職員は生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる
- ② 教職員が協力協働し心の通い合う学校づくり
 - ・温かいHR経営や教育活動を学校全体で展開するために、教職員が互いにHR経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる雰囲気づくりが大切
 - ・協力協働を具現化するために、校内組織が効果的に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③ 自尊感情をや他者肯定感を高める指導

- ・授業をはじめとしてあらゆる場面において他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」などの経験が生徒を成長させる。
- ・教職員の温かい言葉がけが「認められた」と生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。

(3) 自他の生命や人権を尊重し豊かな心を育てる

① 人権教育の充実

いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるされるものではないことを生徒に理解させる

ことが大切。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む指導の充実に努め人権意識の高揚を図る

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対して、道徳の授業や特別活動の場面を通じた道徳的な指導が効果的である。

(4) 全ての生徒が授業に参加し活躍できるための授業づくり

生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間である。生徒にとってわからない授業そのものが最大のストレスになり、ストレスを高めるものとなり、生徒指導上の諸問題にも発展するおそれもある。テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上はもちろんいじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

(5) 保護者や地域への働きかけ

- ・保護者懇談会などでいじめの実態や指導方針について情報提供を行い、意見交換等を行う。
- ・いじめ問題に関する保護者研修会の実施や、学校だより等による啓発を積極的に行い、保護者との連携・協力体制を整える。

【取組例】

- ☆いじめ問題に関する道徳や特別活動等の授業を実施したり公開する
- ☆外部講師を招き、いじめ問題に関する授業や講演会を行う
- ☆生徒会の活動として、「いじめ防止標語コンクール」や「いじめ防止会議」を行う
- ☆HR通信や学校便りなどで、いじめ問題の取組について保護者や地域に協力を呼びかける

3 いじめを早期に発見するために

いじめにかかわって、児童生徒はいつもとは違う様々なサインを発している。児童生徒のサインを見逃さず、生徒の気持ちに寄り添って理解することが大切。

(1) いじめ発見の観点

- ア 児童生徒の表情や行動から
- イ 児童生徒の集団や人間関係から
- ウ 児童生徒の持ち物や環境から

(2) いじめ発見の機会・場面

- ア 学級や余暇の活動から
- イ 日常の学習場面や休み時間の様子から
- ウ 日常の遊びや触れあいから
- エ 学校行事などから
- オ 保健室での様子から
- カ 生徒や家庭からの情報から
- キ いじめに関するアンケートから
- ク 教育相談から

(3) いじめ発見のチェックリスト

- ア 表情がさえず、うつむき加減
- イ 覇気や生気がなくなる
- ウ 出席確認の際、声が小さい
- エ 頭痛や腹痛などを頻繁に訴える
- オ 椅子や机、所持品などが壊されたり落書きされる
- カ 物が壊れたり、事件が起こると、その生徒のせいにされる
- キ 今までのグループから外れて一人でポツンとし、沈みがちになる
- ク 人の嫌がるあだ名を付けて呼ぶ
- ケ 作文、日記、絵画などに気にかかる表現や描写が見られる

おかしいと思ったら

迅速な対応を心がける

- 当該生徒の様子を注意深く観察する
- 自然な言葉かけを行い、教師との人間関係を築いていく
- 親身になって本人から聞き出す
- 他の教師からも情報を収集する
- 他の教師にも注意深く観察してもらう
- 学年や生徒指導部などと連携する
- 管理職に報告する

- コ 面倒な用事や後片付けなどが、特定の生徒に押しつけられる
- サ 休み時間はトイレに閉じこもったり、遅れて教室に入ってくる
- シ 家の金銭を持ち出したり、余分な物品を持ち出す
- ス 不審な電話や嫌がらせの手紙・メモがある
- セ 「学校をやめたい」「転校したい」「生まれ変わりたい」などともらすようになる

〈 いじめる側の生徒たちの行動傾向 〉

- ☆教室や廊下、階段で集まってヒソヒソ話をしている
- ☆まじめな生徒を冷やかしたり、仲間だけにわかるようなサインや隠語を使ったりする
- ☆特定の生徒の失敗や規則違反に敏感に反応する(やじを入れたり、非難したりする)
- ☆遊んでいるときに、自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在になりたがる
- ☆感情の起伏が激しく、行動に裏表が見られる

4 いじめを解決するために

(1) いじめられた生徒へ・・・生徒の気持ちに寄り添う

いじめから全力で守り通すことを伝え、児童生徒の精神的苦痛を共感的に理解し、不安や孤立感を取り除くことに努める。児童生徒の持っている良さや持ち味に気付かせ、伸ばし、自信を持たせる指導・援助が求められる。

ア いじめられた生徒の心の内は

【孤立感・不信感】

どうせ先生も助けてくれないだろう

【不安・恐怖感】

いじめがひどくなるかも 自分の欠点を指摘されるかも

【こだわり】

自分のことは自分で片付けたい

【混乱・自信喪失】

どうしてよいかわからない

イ いじめられた生徒に対する指導

- 受容：つらさや苦痛を共感的に理解し、信頼関係の樹立を図る。→傾聴の姿勢
 - 安心：今後のことをともに考え、具体的改善策を示し希望を持たせる。→教師は絶対的な味方
 - 自信：良い点を認め励まし、自信を持たせ、行動の活性化を図る。
 - 回復：対人関係の改善を図り、集団で支えるようにする。→交友関係の醸成
 - 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援
- ※必要に応じて「スクールカウンセラー」の活用を検討する。
 ※指導の経過及び内容については、必ず「記録」する。

ウ いじめられた生徒の保護者対応

- いじめに対する教師と保護者の基本的認識のずれが生じないように留意する。
- ・いじめは重大な人権侵害であるとの認識に欠ける発言はしない
 - ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言はしない
 - ・被害者保護優先を無視した発言はしない
 - ・生徒の痛みに関心を示さない発言はしない
 - ・学校の自己防衛的な発言はしない

- いじめの事実や内容について正確に伝える。
- 学校や教師はいじめられている生徒を守るという姿勢と解決の見通しを伝える。
- 学校の方針や具体的な対応策について伝え、保護者の理解と協力を得るようにする。
- 保護者との密接な連携
 - ・被害生徒の保護
 - ・加害生徒の指導
 - ・HR指導状況
 - ・加害生徒保護者との連携

(2) いじめた生徒へ・・・いじめは決して許されない

いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、決して許されないとの毅然とした態度とともに、いじめられた児童生徒の苦痛や悲しみを理解させ、反省を促す。また、いじめた児童生徒の内面を理解し、自己変革を促す指導・援助が求められる。

ア いじめた生徒の心の内は

【自己中心性】

- スカッとする
- いい気味だ

【焦燥感】

- 毎日がおもしろい
- イライラする

【合理性】

- いじめられる方にも問題がある
- 自分だけではない

【不安・罪悪感】

- 嫌な気分だ
- 仕返しされるかも

イ いじめた生徒に対する指導

- 確認：いじめの事実確認、背景、理由などを確認する。→確認できるまで頭ごなしに決めつけない
 - 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聞く。→受容的態度
 - 内省：相手の痛みやつらい気持ちに気付かせる。→いじめは絶対にいけないことの指導
 - 処遇：自分の有様を深く見つめさせ、今後の生き方を考えさせる
- ※指導の経過及び内容については、必ず「記録」する。

ウ いじめた生徒の保護者対応

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処方法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- いじめの事実や内容について正確に伝える。
 - 保護者の心情(怒り、自責の念、今後への不安)を理解し、養育態度を攻めないように留意する。
 - 具体的な助言を行い、生徒の立ち直りと成長を目指すために理解と協力を得る。
- ※保護者対応の経過及び内容については、必ず「記録」する。

5 いじめを生まない学級・学校づくり

いじめを生まない学級・学校を作っていくためには、教師と生徒、生徒同士の信頼関係を基盤とした好ましい人間関係を築いていくことが大切である。

(1) 生徒の気持ちに寄り添う

～生徒の願い～

- 良さを認めてほしい
- 温かい言葉をかけてほしい
- 悪いことはきちんと注意してほしい
- 一緒に学び、遊びたい
- 気持ちをわかってもらいたい
- 分かる喜びを味わいたい
- 頼りになるクラスメートや先生に出会いたい
- 先生やクラスメートから頼りにされたい
- 先生やクラスメートに自分の気持ちを分かかってほしい

(2) 生徒の気持ちを受け止める

～教師の配慮として～

- 生徒との触れあいを深め、支え、励ます
- 生徒一人一人の良さや個性を伸ばす
- 生徒一人一人の気持ちや行動をしっかり受け止める
- 生徒の出すサインを敏感に受け止め、気持ちを受容し、共感する
- 生徒が失敗し、それを乗り越える体験を尊重し、温かいまなざしを持って見守る
- 支え合いとともにアナ日会う学級の人間関係づくりを積極的に行う
- 保護者との緊密な連携により、問題行動の早期発見・早期対応に努める

6 インターネット上等のいじめへの対応

★インターネット上のいじめとは★

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うもの。

(1) いじめの事例

- メールでのいじめ
- ブログ・SNSでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校裏サイトでのいじめ
- 動画共有サイトでのいじめ

(2) 未然防止のために

ア 保護者との連携

- ・フィルタリングの設定

- ・インターネット利用のルールやマナーの指導

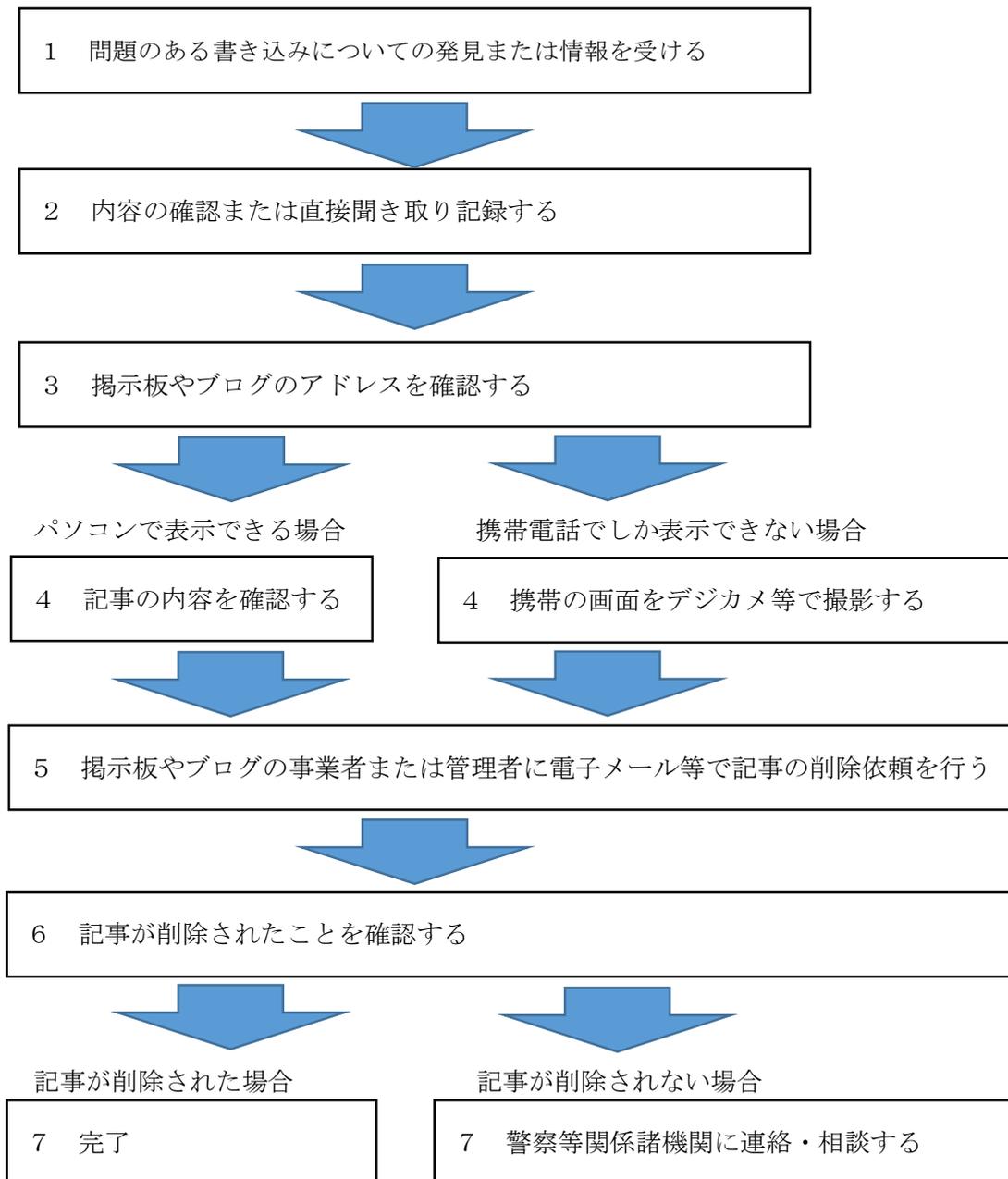
イ 生徒に対する指導 ～ インターネットの指導

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されることではないこと。
- ・発言した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、障害など別の犯罪に繋がる可能性があること。
- ・一度流出した情報は簡単に回収できないこと。

(3) 発見の機会・場面

- ア 生徒の和談や情報から
- イ 家庭からの和談や情報から
- ウ ネットパトロールから
- エ 保健室での様子から
- オ いじめに関するアンケートから

【書き込み等の削除の手順】



【削除依頼文例】

私は、北海道函館五稜郭支援学校の校長 ○○○○ です。

貴サイト「××××」におきまして、本校生徒であることが特定できる記事が掲載されるとともに、誹謗中傷に相当する内容でありますので、削除していただくようお願いいたします。

掲載された被害者からの訴えがあり、内容を確認したところ、個人情報やその人権に関わる内容等が書き込まれており秘奥に悪質なものです。

本校としましては、警察等の関係機関にも相談していますが、貴サイトにおきましても早急にこのページを削除していただきたく存じます。アドレスは、

http://***.***-01.***、http://***.***-12.***、http://***.***-25.***、
です。

至急対応をお願いいたします。なお、対応の結果もお知らせ下さい。

7 校内の指導体制

(1) いじめ防止等対策委員会

【目的】

いじめ防止基本方針等に基づき、いじめ問題全般に関する事項や発生時の対応等について競技し、決定する。

【構成】

校長、教頭、教務主事、生徒指導主事、生徒指導・保健体育部員、関係HR担任・副担任、養護教諭
 ※学校医、警察、児童相談所、法務局、その他校長が必要と認める職員
 ※委員長は生徒指導主事とする。

(2) 各職員の心構え、指導のポイント

| | |
|-------------|---|
| HR担任・副担任 | <ul style="list-style-type: none"> ◇いじめは、いつ、どこで怒っても不思議ではないという認識を持つ。 ◇出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ◇「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。 ◇生徒の話の聞いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◇一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ◇小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◇生徒たちの思いを捉える場を多く設定して対応する。 ◇生徒同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。 |
| 教務主任・生徒指導主事 | <ul style="list-style-type: none"> ◇いじめをHRや学年だけの問題にしない。 ◇学年間での和を図り、親和と士気の醸成に努める。(相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識を持つ。) ◇各学年での調査等を企画し、定期的に生徒の状況把握に努める。 ◇日常の学習の様子や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。 ◇HR担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。) ◇いじめ防止等対策委員会、合同学部会、学年会、職員会議等の場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◇専門機関等との相談体制を整える。 ◇家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解決への努力を示す。) |
| 全職員 | <ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から生徒の授業状況や生活状況をよく観察し、HR担任との情報共有を行う。 ◇特別教室への移動中や学習中にいじめの信号をキャッチする。 ◇いじめをキャッチしたら、担任と連携しながら積極的に支援・協力する。 |
| 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none"> ◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確にHR担任、教頭、校長に伝える。 ◇保健室に駆け込んでくるいじめられた生徒たちには、生徒の心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。 ◇訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◇いじめや仲間はずれが口実に過ぎないときもある。問題の本質を正確に捉える。 ◇信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。 |

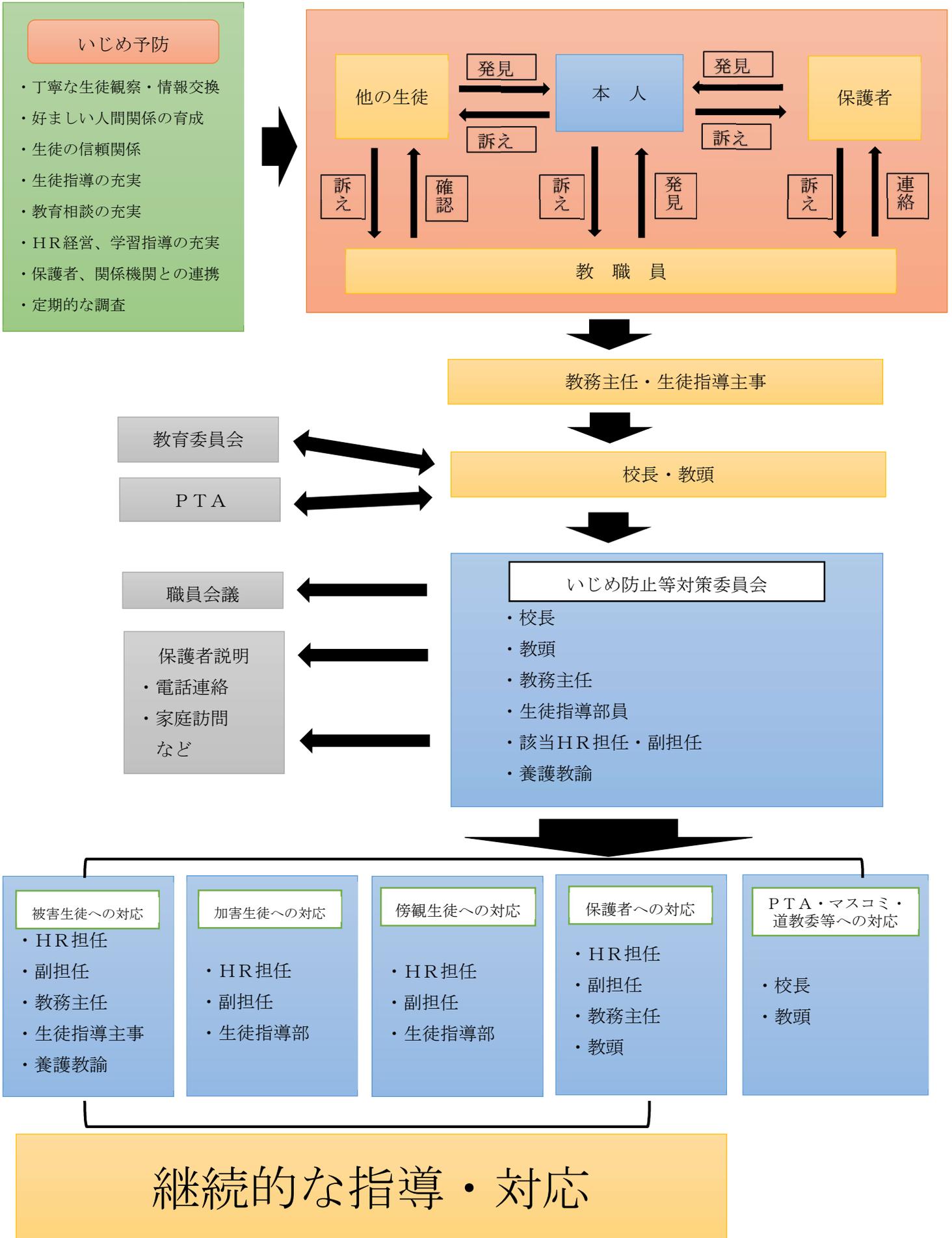
※いじめに関する状況、生徒指導・対策、被害者生徒のケア、保護者対応、指導後の経過等を正確に把握し、教育委員会への報告、関係機関との連携等を行う。

8 いじめの未然防止プログラム

- (1) 校長等によるいじめ防止に関する講話 ～ 校長、教頭、生徒指導主事
 - 全校朝会等
 - ・年2回以上実施(いじめアンケート実施後、いじめ問題発覚時、いじめが疑わしい状況時など)
- (2) 道徳やHR活動等におけるいじめ防止に関する授業 ～ HR担任、副担任、道徳教育推進教諭等
 - 年1回以上
- (3) いじめ等に関する生徒アンケート調査 ～ 生徒指導・保健体育部
 - 第1回：6月
 - 第2回：11月
- (4) いじめ防止に関する生徒会の取組 ～ 生徒指導・保健体育部、生徒会役員生徒等
 - 年1回以上
 - ・いじめ防止標語 など
- (5) ネットパトロールの実施 ～ 生徒指導・保健体育部
 - 毎月1回以上
- (6) 生徒の学校生活に関する保護者との情報共有 ～ HR担任、副担任
 - 保護者懇談
 - 学校評価に関わる保護者アンケート
- (7) 生徒に対する教育相談 ～ 進路支援部
 - ゆいまーる(生徒への教育相談) 年7回、生徒の希望を取る
- (8) 丁寧な生徒観察と学級担任等との情報共有 ～ 全職員
 - 生徒の様子観察
 - ・通年、宿泊研修、見学旅行等
- (9) 生徒間の絆を深める取組 ～ 全職員
 - 学校行事等(宿泊研修、見学旅行、スポーツフェスティバル、交流祭、その他の学校行事等)
 - グループによる学習(企業内作業実習、学校行事等)
- (10) コミュニケーション能力の育成 ～ HR担任、道徳教育推進教諭等
 - 自立活動
 - 道徳の時間

| | 教科領域の関連 | 生徒指導及び生徒会活動等 | 社会教育との連携 | その他 |
|-------|---|--------------------------------|--|--|
| 居場所作り | ○補充的な学習 ○宿泊研修 ○見学旅行 | ○教育相談 ○いじめアンケート ○学級活動全般 | ○企業内作業実習 ○地域等の人材を生かした進路講話 ○コミュニケーションスキルの向上 | ○性と生を考える(保健、道徳教育) ○薬物乱用防止教室 ○情報モラル教育 |
| 絆作り | ○宿泊研修 ○見学旅行 ○介護に関する学習 ○企業内作業実習 | ○いじめ撲滅標語 ○挨拶運動 ○月ごとの生活目標 | ○校外活動、学校行事を通じた地域との交流 ○学校説明会 | ○情報モラルの向上 ○コミュニケーション能力の向上 ○デートDV防止教育 |
| 環境作り | ○清掃活動 ○コミュニケーションに関する学習 | ○学習環境の整備 ○教育相談 ○ | ○地域文化活動への参加 ○地域の文化行事等への参加 | ○いじめの未然防止に関する活動のシェアリング |

9 いじめ対応構造図



10 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある | <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間にすき間がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に気付かれぬように消しゴム投げをしている | |

いじめられている生徒

- | | |
|--|---|
| ●日常の行動・表情の様子 | |
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる | |
| <input type="checkbox"/> 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| ●授業中・休み時間 | |
| <input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編制の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |
| ●給食・昼食時 | |
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の生徒にあげる | <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |
| ●清掃時 | |
| <input type="checkbox"/> いつもぞうきんがけやゴミ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
| ●その他 | |
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服に机の後がついている |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする | |

いじめている生徒

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱い競れていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け入れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の生徒にキツイ言葉を使う | |

25 文科初第430 号
平成25 年6 月28 日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
各私立高等専門学校を設置する学校法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
布村幸彦
文部科学省高等教育局長
板東久美子

いじめ防止対策推進法の公布について（通知）

このたび、第183 回国会（常会）においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成25 年6 月28 日に、平成25 年法律第71 号として公布されました。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して3 月を経過した日から施行することとされております。

今回公布された法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針（以下「地域いじめ防止基本方針」という。）の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定しております。

文部科学省においては、今後、法に基づき、いじめ防止基本方針の策定をはじめとして、いじめの問題に関する対策の総合的な策定と実施を一層推進してまいります。

各関係機関におかれては、法の意義を御理解の上、いじめの問題に取り組むに当たって格別の御協力を賜るようお願いします。

なお、この法については、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において附帯決議が付されております。

都道府県 指定都市教育委員会にあっては所管の学校、域内の市区町村教育委員会及び市町村長に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校、学校法人及び公立大学法人の設置する公立高等専門学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長にあっては、設置する国立高等専門学校に対して、各私立高等専門学校を設置する学校法人の長にあっては、設置する私立高等専門学校に対して、構造改革特別区域法第12 条第1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知方お願いします。

いじめ防止対策推進法

目次

- 第一章総則（第一条―第十条）
- 第二章いじめ防止基本方針等（第十一条―第十四条）
- 第三章基本的施策（第十五条―第二十一条）
- 第四章いじめの防止等に関する措置（第二十二条―第二十七条）
- 第五章重大事態への対処（第二十八条―第三十三条）
- 第六章雑則（第三十四条―第三十五条）
- 附則

第一章総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関

し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。__